

児童相談所夜間・休日電話相談受付 業務委託に係る企画提案募集要項

令和4年2月

山梨県子育て支援局子ども福祉課

※山梨県子育て支援局子ども福祉課が実施する本業務は、令和4年2月山梨県定例県議会において、当該業務にかかる当初予算が否決された場合は執行しないものとします。

この「企画提案募集要項」は、山梨県が実施する、児童相談所夜間・休日電話相談受付業務（以下「業務」という。）の委託に関し、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 目的

児童虐待相談対応件数は、全国的に増加の一途を辿っており、山梨県においても同様の状況が続いている。本業務は、夜間・休日の児童虐待通告及び子育て相談等に迅速かつ確実に対応し、児童虐待の早期発見及び早期対応に向けた、相談受付体制の構築及び児童相談所の体制強化を図ることを目的とする。

上記の内容を実現すべく業務を遂行するため、当業務に係る委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定することとする。

2 業務概要等

(1) 委託業務名称

児童相談所夜間・休日電話相談受付業務委託

(2) 業務内容

別添「児童相談所夜間・休日電話相談受付業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 委託料上限額

金 7,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約担当者

山梨県知事

3 企画提案の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。

(4) この公告の日から契約までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれていない者。

(5) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税の滞納がない者。

(6) 児童虐待又は児童福祉（子どもの養育等）に関する相談事業の実績があること。

4 契約形態

公募型プロポーザル方式により、企画提案について審査の上、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約する。

5 参加申込み

参加を希望する者は、次により参加資格を有することを証明するため、次のとおり必要書類を作成し、持参又は郵送により提出した後、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和4年3月1日（火）[必着]

(2) 提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県子育て支援局子ども福祉課児童養護・発達障害担当

(3) 提出書類

ア 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 法人の概要が分かる資料（定款、寄附行為、パンフレット等）

エ 業務実績証明書（様式第3号）

オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）

カ 印鑑証明書

キ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税に関する納税証明書

※上記オ～キについては、3ヶ月以内に取得した正本とする。

※既に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等入札参加資格者名簿に登載されている法人等は、山梨県物品等競争入札参加資格通知書の写しにより、上記オ～キに代えることができる。

6 質問及び回答

募集要項等に係る質問及び回答については、以下のとおりとする。

(1) 質問受付期限

令和4年3月1日（火）午後4時まで

(2) 質問方法及び送付先

質問票（様式第4号）により、電子メール又はFAXにて提出すること。なお、送信後は電話にて山梨県側の受信を確認すること。

山梨県子育て支援局子ども福祉課児童養護・発達障害担当

電子メール：kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp

FAX：055-223-1509 TEL：055-223-1457

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は一覧形式で作成し、参加資格確認申請者全員に対し、電子メールにて回答する。回答を受信した場合には、速やかに受信確認メールを送信すること。なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和4年3月7日（月）午後5時とする。

7 参加資格審査結果の通知

(1) 参加資格確認の結果通知は、令和4年3月3日（木）までに郵送及びFAXにより通知する。

(2) 参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和4年3月7日（月）までに、知事宛の書面（任意様式）を5（2）に示す提出先に郵送にて提出するものとする。

8 企画提案書の提出

参加資格審査の通過により企画提案書を提出する者は、次により必要書類を郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年3月9日(水) [必着]
- (2) 提出先 5(2)に同じ。
- (3) 提出書類
 - ア 企画提案書(様式第5号)(書式:A4縦、頁数:10頁以内、文字:12ポイント以上)
 - イ 見積書(任意様式)
- (4) 提出部数 7部

9 企画提案書の内容確認について

企画提案書に係る内容確認及び質問については、以下のとおりとする。

- (1) 内容確認及び質問方法
 - 令和4年3月14日(月)午後12時までに、電子メール及び電話にて行う。
- (2) 回答受付期限 令和4年3月15日(火)午後4時まで
- (3) 回答方法及び送付先
 - 電子メール又はFAXにて提出すること。なお、送信後は電話にて山梨県側の受信を確認すること。
 - 山梨県子育て支援局子ども福祉課児童養護・発達障害担当
 - 電子メール:kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp
 - FAX:055-223-1509 TEL:055-223-1457

10 選定方法及び結果通知

- (1) 企画提案の選定基準
 - 審査基準表(別紙1)に基づいて選定する。
- (2) 企画提案の選定方法
 - ア 企画提案の選定に当たっては、企画提案審査委員会において、提出された企画提案書及び9において確認された内容について併せて審査し、選定委員の採点で最も高い評価を得た企画提案を行った者を、第1順位の委託業務実施候補者とする。
 - イ 審査結果は、速やかに郵送により書面で通知する。
 - ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

11 契約等に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約条項は、別添「児童相談所夜間・休日電話相談受付業務委託契約書(案)」のとおり。

12 その他

- (1) 提出された書類などは、一切返却しない。
- (2) 採用された企画提案の実施にあたっては、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、契約担当者と受託者との協議の上で内容を変更することがある。
- (3) 契約を締結するまでの間、「3 企画提案の参加資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。

13 スケジュール

令和4年2月18日(金)	募集要項等の公開 ※公告日
令和4年3月1日(火)	質問受付期限、参加資格確認申請書提出期限
令和4年3月3日(木)	質問回答期限、参加資格審査結果通知
令和4年3月9日(水)	企画提案書等提出期限
令和4年3月14日(月)	企画提案書内容確認・質問期限
令和4年3月15日(火)	企画提案書内容確認・質問回答期限
令和4年3月24日(木)	選定結果通知発送
令和4年4月1日(金)	委託契約締結・事業開始

審査基準表

審査項目	審査内容	配点
1 事業者の 適格性	<ul style="list-style-type: none">・ 児童虐待防止に係る早期対応及び児童相談対応について本業務の重要性を理解し、常に問題意識を持って本業務に臨むことができるか。・ 過去の実績や組織体制等から、適切な業務遂行能力が認められるか。・ 児童虐待又は児童福祉（子どもの養育等）に関する相談業務の十分な実績があるか。	30 点
2 相談体制	<ul style="list-style-type: none">・ 業務の実施に必要な資格・知識・経験等を有する人員が配置されているか。・ 相談内容を児童相談所へ連絡する際の送付内容・送付先を確認するための体制が整っているか。・ 相談者へ適切な相談窓口を紹介すべく、関係機関の情報収集にあたることができているか。・ 従事者の研修体制が整備されているか。	50 点
3 情報セキュ リティ等	<ul style="list-style-type: none">・ 相談者の個人情報保護や情報セキュリティに係る環境整備及び取り組みは適切か。	10 点
4 見積価格	<ul style="list-style-type: none">・ 仕様書に沿って必要な経費（見積額）が適正かつ経済的に積算されているか。	10 点
		100 点